

農業・農村を衰退させかねない農政改革と TPP の拙速な国会承認の反対を求める要望意見書

本年4月に施行された改正農協法及び農業委員会法などにおいては、本来の農協や農業委員会が担う役割を大幅に後退させ、特に改正農協法では、協同組合の精神である相互扶助の考えよりも、市場主義による利益追求の企業論理を優先させています。さらには、現在検討している生産資材価格形成の見直しについては、地域のコミュニティや営農を支える総合農協を衰退させかねない状況にあるといえます。このままの状況で農政改革が進めば、農業・農村を支える家族農業は切り捨てられかねず、地域経済・社会までもが衰退の一途をたどり、特に農業が基幹産業である北海道に甚大な影響を及ぼすことが懸念されます。

一方、「成長戦略の切り札」と位置づける TPP では、参加国との大筋合意受け入れ後、「農政新時代」と銘打った『TPP 関連政策大綱』が示されましたが、交渉過程などの情報公開は十分ではありませんでした。また、農産物の市場アクセス分野では、すべての品目で譲歩を重ねており、重要5品目の聖域を確保とした国会決議に反していると言わざるをえません。さらには、TPP においては9月からの臨時国会で早期承認を目指す姿勢を示していますが、TPP12 カ国で国内手続きを完了している国はひとつもありません。

ついでには、農業・農村を衰退させかねない農政改革に反対するとともに、TPP の拙速な国会承認を行わないよう下記のとおり要望いたします。

記

- 1 生産現場を置き去りにした効率優先の農政をあらため、食料自給率向上と農業・農村の多面的機能の発揮を図り、持続可能な農業生産と農村社会の維持を担う家族農業などを守り育てる基本政策を確立すること。
- 2 TPP 協定における農畜産物の市場アクセス内容は、新たな輸入枠の設定や関税削減など全ての品目で譲歩しており、重要5品目の聖域を守るとした国会決議に反していると言わざるをえないことから、拙速な国会承認は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 28 年 10 月 13 日

北海道名寄市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣



宛